

政府

ベトナム社会主義共和国

政府議定 番号：32/2020/ND-CP

独立・自由・幸福

ハノイ，2020年3月5日

議定

2012年7月23日付政府議定第59/2012/ND-CP 法令施行状況の監視に関する議定の改正及び 補充について

2015年6月19日付け政府組織法に基づき，

2015年6月19日付け人民評議会及び人民委員会組織法に基づき，

2015年6月22日付け法規範文書発行法に基づき，

司法大臣の提議に従い，

政府は2012年7月23日付政府議定第59/2012/ND-CP 法令施行状況の監視に関する議定の改正及び補充についての議定を発行する。

第1条 2012年7月23日付政府議定第59/2012/ND-CP 法令施行状況の監視に関する議定の 改正及び補充について

1. 以下の内容を第6条4項に加える。

“4. 法令施行状況監視の協力者についての規定

- a) 法令施行監視の協力者は、情報収集・処理¹、捜査、調査、法令施行状況監視結果の対応に意見を述べるために、呼び掛けられる。
- b) 協力者として呼び掛けられる同条3項による組織の分野は、法令施行状況の監視が必要である分野に適合していなければならない。協力者として呼び掛

¹（訳者注）「情報処理」は原文では「tổng hợp thông tin」である。情報収集の後、多量の情報を分類・整理などの処理を施行する活動を意味とする。

なお、「訳者注」については、訳文の原案作成者と監修者双方を指す。以下同じ。

けられる個人は、法令施行状況の監視が必要である分野に精通する者でなければならない。

- c) 法令施行状況監視の協力者は、国家予算から給与を支給されている幹部、公務員、職員の場合を除き、具体的事件ごとに契約に基づき活動する。“

2. 第 10 条の次に第 10 a 条を加える。

“第 10 a 条 法令施行状況の検討及び評価

1. 法令施行状況監視の結果を基礎として、省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、委ねられた国家権力による管理範囲²において法令施行状況の検討及び評価を行う責任を有する。

2. 同議定第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条を根拠に、省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、経済・社会状況に対する法令施行の積極的・消極的な影響を検討・評価する責任を有する。

3. 司法大臣は、同議定第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条による法令施行状況の検討及び評価について詳細規定を設ける。“

3. 第 11 条の次に第 11 a を加える。

“第 11 a 条 法令施行状況の監視計画の策定及び発行

1. 毎年、大臣、省同格機関、政府所属機関の長、省級人民委員会委員長は、権限内における法令施行状況の監視計画を策定及び発行する責任を有し、監視及び情報収集の目的で 1 月 30 日まで司法省に送付する。

2. 司法大臣は、計画年度の 1 月 1 日までに、戦略部門³、横断的な管理が必要とされる部門⁴における法令施行状況の監視計画を策定して政府首相に提出し、政府首相が同計画を検討・発行できるようにする。“

² (訳者注) 「国家権力による管理範囲」は、原文では“phạm vi quản lý nhà nước”である。第 59 号の議定第 5 条 2 項の「管理範囲」(原文では“phạm vi quản lý”)は「国家権力による」という内容を省略しているが、その意味は同じであり、本改正議定の用語の方が正しいと思われる。なぜなら、省または政府所属機関、各級人民委員会は、国民の活動に対して国家権力による管理活動以外に、内部の人事、財務などの管理を行っているので、国家権力による管理とそうではない活動は明確に区別されるからである。

4. 第12条に以下の3項、4項を加える。

“3. 戦略部門、横断的管理が必要とされる部門における法令施行状況の検査について：

- a) 政府首相による法令施行状況の監視計画に従い、司法省が主催し、省、省同格機関、政府所属機関と連携し、戦略部門、横断的管理が必要とされる部門において法令施行状況を検査する総合検査チーム⁵を創設する。
- b) 総合検査チーム創設決定は、その検査団の業務内容及び計画、検査団の構成員、検査の対象である機関、組織、個人を明らかにしなければならない。総合検査チーム創設決定は、検査開始日までの7営業日前に検査の対象である機関、組織、個人に通知される。
- c) 検査の対象である機関、組織、個人は、総合検査チームの要求に基づいて報告書を作成し、検査内容に関連する情報及び資料を提供し、問題を解明する。総合検査チームは検査内容に関することについて検討、確認し、結論を出す。
- d) 検査終了日から15日以内に、総合検査チーム長は、検査対象である機関、組織、個人に検査結果通知書を送付しなければならない。

検査結果には次の基本的な内容を含む：達成された結果についての評価、法令施行に関する問題⁶とその原因、法令施行効果を向上させる措置及び法制度

³ (訳者注) 「戦略」は原文では「trọng tâm」である。「詳解ベトナム語辞典」(川本邦衛, 2015年11月, (株)大修館書店, 以下「辞典」という。)では、重点、大切なところ, といった意味であるが、文脈から本文のような訳語を当てた。

⁴ (訳者注) 「横断的な管理が必要とされる」は原文では「liên ngành」である。「辞典」には一つの単語としての訳語はない。「liên」はつながりを意味し、「ngành」は部門や分野を意味する。

⁵ (訳者注) 「総合検査チーム」は、原文では「đoàn kiểm tra liên ngành」である。いずれかの専門機関の職員を集め、部門横断的な管理が必要であることについて審査を行う臨時チームを指す。

⁶ (訳者注) 「問題」は原文では「tồn tại, hạn chế」の二つ単語からなる。辞書によれば、前者は「存在」、後者は「制限」となる。文脈やベトナム語の用法を踏まえ本文のように訳した。

改善策⁷、法令施行権限のある機関、部局、個人の誤り（ある場合に）に対して責任及びその処理方法についての提案。

4. 法令施行状況の監視業務の検査：

省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は以下の内容について法令施行状況の監視業務を検査する。

- a) 法令施行案内文書の発行、法令施行状況監視業務の指導。
- b) 人員配置⁸の条件、法令施行状況の監視業務のための経費を確保すること。
- c) 法令施行状況の監視に関する専門業務能力向上のための研修。
- d) 法令施行状況の監視計画の発行及び履行⁹。
- d) 法令施行状況の監視に関する各機関の連携¹⁰。
- e) 法令施行状況の監視結果の処理。“

5. 第 14 条に以下の 3 項、4 項、5 項を加える。

“3. 司法省は、省、省同格機関、政府所属機関、省級人民委員会が迅速に¹¹法令施行状況の監視結果を処理するように指導、案内、督促、検査する責任を有するとともに、政府及び政府首相の権限に属する問題に関する法令施行状況の監視結果の処理方法を提案するために、その結果を整理し、研究する責任を有する。

省、省同格機関、政府所属機関、省級人民委員会は、所属機関、部局が迅速に法令施行状況の監視結果を処理するように指導、案内、督促、検査する責任を有するとともに、法令施行状況の監視結果の処理状況を司法省に提出する年間報告書にまとめる責任を有する。

⁷（訳者注）「改善策」は原文では「hoàn thiện」である。辞書によれば「完全にする、改善する」といった意味合いである。文脈やベトナム語の用法を踏まえ本文のように訳した。

⁸（訳者注）「人員配置」は原文では「biên chế」である。辞書によれば「編成」といった意味合いである。

⁹（訳者注）「履行」は原文では「tô chức triển khai」である。

¹⁰（訳者注）「各機関の連携」は原文では「phối hợp」である。

¹¹（訳者注）「迅速」は原文では「kịp thời」である。以下、同様。

4. 法令施行状況監視結果の処理を実行する責任を有する機関、組織、個人は、法令施行状況監視結果処理の依頼書を受け取った日から 30 日以内に、法令施行状況監視の過程で発見された問題¹²の解決、違反行為の処理について報告書を作成しなければならない。

政府首相に提出された、司法省による法令施行状況の監視についての年間報告にある法規範文書の規定の改正、補充、新規発行の提案について、各省、専門管理機関、地方行政機関は、その提案の対応状況について、次年度の第一四半期に司法省に報告する責任を有する。

5. 所属する組織、個人によって発行された法律適用案内文書若しくは法律適用決定が正当ではない場合、又は法規範文書発行の権限・手続についての規定に違反した場合には、大臣、省同格機関の長、政府所属機関の長、各級人民委員会委員長は、権限を有する管轄組織、個人に対して法律の規定に従って、迅速な訂正、修正、補充、又は破棄、新規発行を求める文書を発行しなければならない。

省、省同格機関、各級人民委員会による法規範文書に、上級国家機関の文書と矛盾する規定を含むことを発見した場合には、司法大臣、大臣、省同格機関の長、各級人民委員会委員長は、2016 年 5 月 14 日付政府議定第 34/2016/NĐ-CP 法規範文書発行法の諸条の詳細及び施行方法の規定についての議定第 118 条、第 119 条、第 120 条による権限に基づき、迅速にその違法な法規範文書を処分しなければならない。“

6. 第 15 条 5 項を以下のように改正・補充する。

“5. 政府首相に対し、毎年、報告年度の 12 月 25 日までに、全国の法令施行状況の監視業務について報告する。

報告データは前年度の 12 月 15 日から報告年度の 12 月 14 日までのデータとする。“

7. 第 16 条 6 項を以下のように改正・補充する。

¹² (訳者注) 「問題」は原文では「*hạn chế, tồn tại*,」の二つ単語からなる。前掲注 6 参照。

“6. 司法省に対し、毎年、報告年度の 12 月 10 日までに、法令施行状況の監視業務について報告する。

報告データは前年度の 12 月 1 日から報告年度の 11 月 30 日までのデータとする。”

8. 第 17 条 5 項を以下のように改正・補充する。

“5. 省級人民委員会は、司法省に対し、毎年、報告年度の 12 月 10 日までに、法令施行状況の監視業務について報告する。

報告データは前年度の 12 月 1 日から報告年度の 11 月 30 日までのデータとする。

県級及び村級人民委員会は、上級の人民委員会の指示により法令施行状況の監視業務について報告を行う。”

9. 第 18 を以下のように改正・補充する。

“第 18 条 法令施行状況の監視の連携

1. 省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、人民検察院、人民裁判所、ベトナム祖国戦線及びその各構成組織、法令施行状況の監視業務の実施において関連を有するその他の組織と連携する責任を有する。

2. 法令施行状況の監視に関する各活動の具体的要請に応じて、省、省同格機関、政府所属機関、各級人民委員会は、以下の内容について法令施行状況の監視を実施するよう各機関、組織の連携を求める。

a) 人民検察院、人民裁判所に対して、公訴活動、司法活動の検察、審理を通じて、（監視の対象となる）機関、組織、個人の法令施行状況について情報を提供するよう求める。

b) ベトナム祖国戦線及びその各構成組織に対して、法令施行状況の監視業務から得た国民の提案・情報を提供するよう求める。

c) ベトナム法律家協会、ベトナム弁護士連合会及び弁護士会に対して、法令施行状況に関する法律問題について、法学者、弁護士の意見・提案を提供するよう求める。

d) ベトナム商工会議所、職業組織に対して、国家機関の法令施行の迅速性・十分な施行、法律適用及び法令施行の案内の正当性、統一性、法規範文書の統一性¹³、実行性、その他の関連問題について企業及び会員の意見・提案を提供するよう求める。

d) 放送局に対して、法令施行状況に関する世論を提供するよう求める。“

第2条 2012年7月23日付政府議定第59/2012/NĐ-CP法令施行状況の監視に関する議定の第15条2項、第16条2項を削除する。

第3条 施行条項

1. この議定は2020年5月15日から施行¹⁴される。
2. 司法大臣は、この議定の施行を指導・案内・検査する責任を負う。
3. 大臣、省同各機関の長、政府所属機関の長、各級人民委員会委員長、関連組織及び個人は、この議定を施行する責任を負う。

政府首相

グイエーン スアン フック

¹³（訳者注）「統一性」の原文は「tính thống nhất, đồng bộ」である。辞書によれば、前者は「統一性」、後者は「同期」となる。後者については「均一性」と訳すこともあるが、日本語訳にあたっては同趣旨であると考え、ここではあわせて「統一性」とした。

¹⁴（訳者注）「施行される」と訳出したベトナム語は、「có hiệu lực thi hành」である。施行効力が生じる、施行効力を有する、と訳されることがある。